

漢代における郡県の構造について

——尹湾漢墓簡牘を手がかりとして——

西川利文

〔抄録〕

本稿は、漢代の地方行政組織について、新出の尹湾漢墓簡牘を主な分析材料として使い、その実態を考察したものである。従来、漢代の地方行政については断片的な史料をもとに考察が行われてきたが、尹湾漢墓簡牘は、東海郡という一郡についてののみであるものの郡県の構造を体系的に示してくれる。本稿では、その中でも直接に郡県の構造がわかる三点の木牘を中心にして、県及び郡

はじめに

漢代の郡県以下の地方行政組織については、嚴耕望氏の体系的な研究^{〔1〕}をはじめとして、様々な視点から研究され、次第にその実態が明らかになりつつある。ただ、地方行政に関する史料は、出土史料はもちろんのこと、正史をはじめとする文献史料にも断片的にしか現われない。この史料的限界から従来の研究では、これら断片的史料を整合的につなぎ合わせることによって、地方行政の全体像を復元しようとし

の構造を考察した。その結果、県における郷里社会に対する支配の系統が確認できた。そして郡については、前漢後半期の郡府における属吏層の肥大化の様相が明らかにできたと考える。

キーワード…地方行政組織、尹湾漢墓簡牘、郷と亭、属吏、諸曹の形成

てきた。ところが最近、一郡の県以下の行政組織の実態を体系的に知ることのできる新たな簡牘史料が発見された。それが、一九九三年に江蘇省連雲港市東海県尹湾村の漢墓群の発掘によって得られた簡牘（尹湾漢墓簡牘と略称）である。この漢墓群の発掘状況、及び簡牘の内容と一部の釈文については、『文物』一九九六年八期に、連雲港市博物館による「江蘇東海県尹湾村漢墓群発掘簡報」（「簡報」と略称）と「尹湾漢墓簡牘釈文選」（「釈文」と略称）、及び滕昭宗氏による「尹湾漢墓簡牘概述」（「概述」と略称）が掲載されている。^{〔3〕}

尹湾漢墓簡牘は、六基の墓葬のうちの六号墓から出土した。この墓葬は、完全に保存された男女合葬墓で、そこには夥しい数の副葬品が納められており、その男性の遺体の足元にこの簡牘があった。その数は木牘二三枚と竹簡一三三枚（綴合の結果、一〇四枚）で、合計四万字近くになるといふ。これら簡牘史料から、この六号墓の墓主は、師饒（字は君兄）という東海郡の功曹などを勤めた人物であることが判明し、その埋葬時期は、簡牘中の「起居記」の記事によって、成帝の元延三年（前一〇）になるといふ。

さて、地方行政組織とのかかわりで重要なのは、次の四種の木牘である。それは、東海郡の全体構成を伺える①「集簿」、同郡所属の各県（侯国・邑）の官員構成が判明する②「東海郡属県郷吏員定簿」「定簿」と略称）、中央派遣にかかる県の官僚の経歴を記した二枚の③「長吏遷除簿」、同じく県の官僚の動向などが判明する④「東海郡吏員考績簿」（「考績簿」と略称）である。このうち「長吏遷除簿」二枚は、今回の報告では釈文も写真も公表されていない。これら四種（五枚）の木牘は、いずれも郡内の動向をまとめたものであり、また墓主が郡の属吏のトップともいふべき功曹を勤めた人物であることから、いわば公文書的性格を持ったものだと考えられる。またこれらの木牘が書かれた年代は、各木牘で若干異なるかもしれないが、墓主が埋葬される以前の成帝期後半（前一〇年代後半）と考えられる。従ってここに現われるのは、前漢後半期のある一時期における地方行政組織の実態だといえよう。

これを前提として本稿では、「釈文」及び「概述」によりつつ、そ

こに若干の私見を加えることによって、漢代の郡県以下の行政組織に関する実態の一端を明らかにしていくことにしよう。

一 東海郡の県・侯国・邑

漢代の地方行政は、大行政区画の郡（国）と、それをさらに細分化した小行政区画の県（侯国・邑・道）を中心に、そこへ中央から派遣される長官をはじめとする数人の官僚と、地元住民から採用（辟召）された属吏によって行われた。ただ、郡県における官僚・属吏の構成がどのようになっていたのか、それを体系的に示す史料はほとんどなく、『統漢書』志二八百官志五（百官志と略称）の注に引く『漢官』に、後漢時代の河南尹と雒陽県の二例があるくらいであった。この現状からすると、今回公表された尹湾漢墓簡牘の中で「定簿」は、郡県の構造をかなり細部まで体系的に教えてくれるという点で重要である。そこでまずは「定簿」によって、東海郡とその属県の全体的構造を概観しておこう。

「定簿」には、正面一行目と背面最終行（二六行目）を除くと、太守府から始まって都尉府・県・侯国・塩鉄官の順で、各行一つの官府について、その官員定数と官僚・属吏の構成が一定の形式で整然と記されている。表一は、その官府の構成を「定簿」の記載順に一覧表にまとめたものである。

まず、ここに掲げられている県が、文献史料に記されるものと対応するかを確認しておこう。『漢書』卷二八地理志上（地理志と略称）

表一 「定簿」所載官員数一覧

	定員	長官	丞	卒史	属	書佐	門兵佐	小府	大夫
太守府	27	1	1	9	5	9	1	1	
都尉府	12	1	1	2	3	4	1		

漢代における郡県の構造について（西川利文）

	県名	定員	長官	丞	尉	獄丞	官有秩	縣有秩	令史	獄史	官詭夫	擲券夫	游徼	牢監	尉史	官佐	郷佐	郵佐	佐	亭長	侯家丞	僕……	先馬……
1	海西	107	令	1	2		1	4	4	3	3	10	4	1	3	7	9			54			
2	下邳	107	令	1	2		2	1	6	4	3	12	6	1	4	7	9	2		46			
3	鄆	95	令	1	2	1		5	5	3	6	3	1	3	9	7	2		41				
4	蘭陵	88	令	1	2		1	6	4	4	13	4	1	4	8	4			35				
5	胸	82	令	1	2			1	3	2	4	6	2	1	2	4	6		47				
6	襄贛	64	令	1	2		1	2	6	3	3	5	4	1	3	7	4		21				
7	戚	60	令	1	2			2	4	2	3	3	1	1	3	5	5		27				
8	費	86	長	1	2			2	4	2	3	5	5	1	3	4	8	2	43				
9	即丘	68	長	1	2			4	2	2	8	4	2	6	4				32				
10	厚丘	67	長	1	2			4	1	2	9	2	1	3	4	1			36				
11	利成	65	長	1	2			1	3	3	2	3	3		3	5	5	1	32				
12	況其	55	長	1	2			4	2	2	5	3	1	3	6	2			23				
13	開陽	52	長	1	2			1	4	3	2	4	3	1	3	6	2		19				
14	繒	50	長	1	2			1	4	2	2	3	2	1	2	4	2		23				
15	司吾	41	長	1	2			3	2	2	7	2	1	2	6				12				
16	[平]曲	27	長	1	1			1	4	2	2	2		3	4	2			4				
17	[臨]沂	66	長	1	2			4	1		7	3	1	2	4	2	2		36				
18	[曲陽]	28	長	1	1			[1]	[3]	[2]		2	2	1	2	6	1		5				
19	[合郷]	25	長	1	1			3	2		2	1	1	2	5				7				
20	[承]	22	長	1	1			3	2		1	1	1	1	4	1			6				
21	[昌]慮*	65	相	1	2			1	4	2	2	2	2	1	2	7	1		19	1	3	14	
22	蘭旗*	59	相	1	2			3	2	1	4	2	1	2	7	2	1		12	1	3	14	
23	容丘*	53	相	1	1			1	4	2	2	2	1	2	5	2			11	1	3	14	
24	良成*	50	相	1	1			1	4	2	1	1	2	1	2	5	3		7	1	3	14	
25	南城*	56	相	1	1			4	2		2	1	1	2	3	2			18	1	3	14	
26	陰平*	54	相	1	1			4	2	1	3	2	1	2	4	3			11	1	3	14	
27	新陽*	47	相	1	1			3	2		2	2	1	1	4				12	1	3	14	
28	東安*	44	相	1	1			3	2		1	1	1	2	5				9	1	3	14	
29	[平]曲	42	相	1	1			3	2		2	2	1	1	5				5	1	3	14	
30	建陵*	39	相	1	1			3	2		1	1	1	1	4				6	1	3	14	
31	山郷*	37	相	1	1			3	2		1	1	1	1	4				4	1	3	14	
32	[武]陽*	33	相	1	1			2	1		1	1	1	1	3				3	1	3	14	
33	都平*	31	相	1	1			2			1	1		1	3				3	1	3	14	
34	鄆郷*	41	相	1	1			3	2		1	1	1	2	5	1			5	1	3	14	
35	[建]郷*	40	相	1	1			3	2		1	1	1	2	5	1			4	1	3	14	
36	□□*	37	相	1	1			3	1		1	1	1	1	6	1			2	1	3	14	
37	建陽*	41	相	1	1			3	1		1	1	1	1	6	2			5	1	3	14	
38	都陽侯国*	32	相	1	1			2			1	1		1	4				3	1	3	14	
39	伊盧塩官	30	長	1				1			1								25				
40	北海塩官	26		1				1			1								22				
41	郁州塩官	26		1				1			1								23				
42	下邳鉄官	20	長	1				3			5								9	1			
43	[胸]鉄官	5		1				1			1								2				
	合計	2163	40	43	43	1	5	25	144	78	58	139	82	33	80	196	92	10	81	689	18	54	252

- 1) [] 及び□□の表記は、釈文に従った。また*印は侯国を示す。
- 2) 長官の項の表記は、ゴシックが高い官秩、明朝体が低い官秩を示す。
- 3) 定員以下の官吏の配列は、基本的に「定簿」に記される順に従った。
- 4) 項目中の「僕……」は「僕行人門大夫」、「先馬……」は「先馬中庶子」の略である。

によると東海郡は、徐州に属する高祖の時に置かれた郡であり、前漢末の元始二年（後二）には、属県三八（うち侯国一八）、戸数三五八四一四、口数一五五九三五七と、かなりの大郡であった。^⑨ その行政地域は、現在の江蘇省北部と山東省西南部に当たる地域で、東は黄海に面している。^⑩ 地理志には、三八の県を次のような順で記している（*印は侯国を示し、括弧内の数字は表一に付した数字と対応する）。

郟(3)、蘭陵(4)、襄贛(6)、下邳(2)、良成*(24)、平曲(16)、戚(7)、胸(5)、開陽(13)、費(8)、利成(11)、海曲(?)、蘭祺*(22)、繒(14)、南成*(25)、山郷*(31)、建郷*(35)、即丘(9)、祝其(12)、臨沂(17)、厚丘(10)、容丘*(23)、東安*(28)、合郷(19)、承(20)、建陽*(37)、曲陽(18)、司吾(15)、于郷*(?)、平曲*(29)、都陽*(38)、陰平*(26)、郡郷*(34)、武陽*(32)、新陽*(27)、建陵*(30)、昌慮*(21)、都平*(33)

地理志と「定簿」では記載順がかなり異なり、また祝其―況其、蘭祺―蘭旗、南成―南城というように若干の文字の異同もあるが、県名・侯国名はほぼ一致する。そして?で示した海曲と于郷についても、それぞれ「定簿」の海西(1)と□□(36)に当たることは容易に推察できる。まず地理志の海曲については、従来から「海西」の誤りであることが指摘されているから、「定簿」によってその正しさが確認される。また于郷については、「考績簿」に「于郷丞」（正面第一段八行目）なる存在が見えるにもかかわらず「定簿」にその名が見えないことから、□□(36)は于郷（あるいは干郷）となることが確かめられるであろう。なお、地理志には二つの「平曲」（県と侯国）があり、この名称についても従来から問題になっていたが、「定簿」によって、東海郡には一般の県(16)と侯国(29)の二つの「平曲」が存在し、侯国

の方は「平曲侯国」と明示されていることが確かめられる。

ところで、地理志の県の記載順は、郟が郡治であったことから先頭に置かれたと推測できる以外、どのような基準があったのかわからない。一方「定簿」は、ある一定の基準に従って記されている。表一によってそれを確認すると、まず県と侯国とを分けて県から始め、それを長官の官秩の高いものから順に並べ、さらに長官の官秩が同じものについては官員定数の多いものから記載しているのである。表一では官秩がわからないので、それを例示しておく。

海西——令一人秩千石、丞一人秩四百石、尉二人秩四百石
胸——令一人秩六百石、丞一人秩三百石、尉二人秩三百石
費——長一人秩四百石、丞一人秩二百石、尉二人秩二百石
臨沂——長一人秩三百石、丞一人秩二百石、尉二人秩二百石
昌慮——相一人秩四百石、丞一人秩二百石、尉二人秩二百石
南城——相一人秩三百石、丞一人秩二百石、尉一人秩二百石

「定簿」では、このように県・侯国の長官の官秩の順に並べられているが、さらに長官の官秩に比例して丞や尉の官秩も決まっていることに気付く（尉の数を除くと、その他の県・侯国でも同一）。この事実は、「漢書」卷一九百官公卿表上（百官表と略称）に、

県令・長、皆秦官、掌治其県。万户以上為令、秩千石至六百石。減万户為長、秩五百石至三百石。皆有丞・尉、秩四百石至二百石。是為長吏。

と、単に県の長官と丞・尉の官秩を並べているものの、そこには県令が千石ならば丞・尉は四百石という一定の原則があったことを物語る。そして百官志所引の「漢官」に「雒陽令秩千石、丞三人四百石、孝廉左尉四百石、孝廉右尉四百石」と記されていることから、この原則は後漢時代にも生きていたことがわかる。

次に侯国について見ておこう。「定簿」によると一八の侯国には、相・丞・尉以外の官僚として、比三百石の侯家丞一人が置かれ、さらに僕・行人・門大夫三人（各一人）と先馬・中庶子一四人（各七人？）が一律に置かれている。百官志に

毎国置相一人、其秩各如本県。本注曰、主治民、如令・長、不臣也。但納租于侯、以戸數為限。其家臣、置家丞・庶子各一人。本注曰、主侍侯、使理家事。列侯旧有行人・洗馬・門大夫、凡五官。

とあるように、これらの官吏は、列侯の「家臣」として「家事を理める」という列侯に奉仕する存在であった⁽¹⁹⁾。それは、「定簿」でこれらの官吏が各侯国の吏員の最後にまとめて記されていること、また右の百官志の本注に、侯国の長官である相は侯国内の租税を列侯に納めるだけで列侯に臣従しなかった（不臣）、と記されることから裏付けられよう。侯国は、行政を担当する官吏と列侯に奉仕する官吏とが分離され、行政面からは、まさしく「改（列侯）所食国令長名相」（百官表）という長官の名称の変更だけで他の県と異ならないのである。ところで「定簿」では、各侯国に侯家丞以下の一八人の官吏が、長官の官秩に関係なく一律に配置されている。このような一律の官吏の配置は、東海郡のみならず全国の侯国に、これと同数の官吏の配置が行われたことを推測させる。なお「定簿」には、他の史料に見えない僕があり、また庶子が中庶子、洗馬が先馬になっているが、むしろ「定簿」が当時の侯国の実態を反映しているものと解釈しておきたい⁽²⁰⁾。さて、「集簿」（後掲）によると、東海郡には県・侯国以外に邑が二つ置かれていた。邑は県のうちで皇太后・皇后・公主が食する所とさ

れる（百官表）が、この二つの邑は当然、侯国を除いた二〇の県のいずれかに当たることになる。しかし、それがどれかにわかに判断できない。「定簿」では、長官が「長」となっていて県と思われる合郷（19）・承（20）の二つだけが背面に記されている（他は、侯国と塩鉄官）ことから、あるいはこの二つが邑に当たるとも考えられる。しかし「考績簿」には、

胸邑丞楊明十月五日上邑計（正面第一段二三行目）

〔況〕其邑左尉宗良九月廿三日守承上邑計（同右一七行目）

厚丘丞王〔儻十〕月廿日……〔邑〕（正面第二段一行目）

況其邑丞孔寬（正面第四段三行目）

とあって、合郷・承以外のものに「邑」字が見えるのに対して、合郷・承には、

承丞莊戎九月十二日輸錢都内（正面第一段五行目）

合郷長駱嚴死（正面第三段九行目）

と「邑」字が付いていない。そこで「邑」字のあるものが邑に当たると考えても、その候補が胸（5）・況其（12）・厚丘（10）の三つ存在することになってしまう。ただ厚丘だけは、「胸邑」や「況其邑」のように県名の直後に「邑」字がない（「考績簿」のその他の箇所にある厚丘にも、「邑」字は付かない）から、これを除外した胸と況其（祝其）が邑だったとも考えられる。しかしその場合、厚丘の後にある「□邑□」も「上邑計」となるはずであるから、「上邑計」の「邑」は「県」と同義と考えなければならなくなる。結局、二つの邑がどれに当たるかは情報が不足していて判断できないが、「考績簿」に二度にわたって「況其邑」として現われて「況其」として現われることの

ない況其（祝其）は、邑であつた可能性は高いとだけはいえそうである。そしてそれが邑に当たるとしても、そこでの官員構成は、それが邑に当たるか判断できないように、県と全く同じだつたといえる。¹⁷⁾

以上のように、東海郡は各一八の県と侯国、それに二つの邑によって構成されており、侯国では列侯に奉仕する官吏が配置されていたものの、行政面では県・侯国・邑は同じ構造を持つていたと考えられる。そこでこれ以下では、侯国・邑も県としてとらえ、節を改めて、その官員構成をもう少し詳しく見てみよう。

二 県の構造

(一) 官員定数

「定簿」を見ると県は、中央から派遣される二〜五名の官僚と、その他大勢の属吏から構成されていた。このような構成が、他の郡国の県にも当てはまることは改めていうまでもない。

さて、県の長官の官秩は、先の百官表に記されるように県の戸数の多寡によって決定され、前に述べたように丞や尉の官秩は長官の官秩に比例して決まっていた。しかし「定簿」から見る限り、属吏の数は、県の戸数にのみよって決定されたのではない。千石令の県である海西（一）から蘭陵（四）まではよいとしても、例えば、六百石令の県である戚（七）の官員定数六〇よりも四百石の長県である費（八）のそれが八六と多く、また四百石長の県である平曲（一六）が官員定数二七に対して三百石長の県である臨沂（一七）のそれが六六と多くなっている。費の官員

定数が多いのは、そこに都尉治があつた（地理志）ことと関係するかもしれないが、他はどのように説明すればよいのであろうか。

その手がかりとなるのが亭長の存在である。亭長の性格については後で考えることにするが、その数を見ると、海西・胸・費・厚丘・臨沂では亭長が官員定数の半数以上を占め、その他の多くの県でもかなりの部分を占めており、亭長の数が県の官員定数を規定しているといえるほどである。亭は「十里一亭」といわれるように、一〇里ごとに一つ置かれた。ただこの「里」は、居住区画としての里ではなく、距離を意味すると考えられている。このように考えれば、一定の距離に点在していた亭を結ぶと面的な拡がりを示すことになる。そして亭には亭長が一人ずつ置かれたと考えられ、東海郡でも「集簿」を参照すれば亭と亭長の数が一致する（五八八亭に五八九亭長¹⁸⁾）。このように亭と亭長の数が一致するとすれば、亭長数の多い県は、戸口数の多寡とは関係なく面積的な拡がりがあるということになる。そこで、戸口数に関係のない亭長の数を除いて各県の官員数を比較してみると（侯国はさらに行政と関係のない侯家丞以下の一八人も除く）、千石令の県では六一〜五三、六百石令の県では四三〜三三、四百石長・相の県では四三〜二三、三百石長・相の県では三〇〜一一となる。ここから、相互の間で若干の重複はあるが、相対的には長官の官秩が下がると官員の数も少なくなるという傾向が読み取れる。もう少し細かく見ると、六百石令の県よりも二〇人以上官員数の多かった四百石長の費も、その数は四三となり、六百石令の県と大差なくなる。また四百石長の県と三〇近くも官員数に差のあつた三百石長の臨沂も、その数は三〇と

なつて、四百石長の県で二三と最小の官員数である平曲とも差が七と縮まる。これは、亭長を除く官員定数が主に戸口数によつて決定されたことを物語ると考ふる。

ここで、県の面積によつて配置数が変わるとされる尉についても考えておこう。尉については、百官志に「丞各一人。尉、大県二人、小県一人」、またその注に引く応劭『漢官』に「大県、丞・左右尉、所謂命卿三人。小県、一尉一丞、命卿二人」とある。この「大県」「小県」が面積的な拡がりを意味することは、「定簿」でも平曲が一人で臨沂が二人となつてゐることから裏付けられよう。しかし、百官志で各県には丞と尉が置かれたように記すのは問題である。「定簿」によると、確かに丞は各県一人であるが、尉は置かれない県もある。このことは、尉の設置基準が面積的拡がりの問題だけでは把握できないことを物語る。そこで尉の置かれてゐない県を見ると、それは三百石長・相の所ばかりであり、前と同じように亭長数と侯国の侯家丞以下とを除いた数を県の官員定数から引いた数字で見ると、その官員数がいづれも一九〇一になり、かなり戸口数の少ない県であつたことがわかる。すなわち、尉の設置も面積だけでなく戸口数も勘案されたのである。それでは尉の置かれない県では、誰が尉の「主盜賊」という職掌を果たしたのであろうか。前の百官志などの記載では、県に必ず尉が置かれるという前提で書かれてゐるのでわからないが、後漢時代に都尉の職掌が太守に回収されている(百官志)ところから考えると、ここでも県の長官が兼任したと推測される。

以上から見ると県の官員定数は、亭長と侯国の侯家丞以下の官吏を

除けば、主に戸口数によつて決定されたといえるだろう。もちろん、県は面積的な拡がりを持つ以上、單純に戸口数だけで官員数が決められるわけではなく、官員配置は面積的拡がりをも勘案したものとなる。それが、官秩の低い長官の県の方が官秩の高い長官の県よりも、官員定数が多くなるという現象として現われると考へられるのである。

(二) 屬吏の構成

周知の通り、県はさらに郷・里・亭などといった単位に分けられ、郷や亭には県から屬吏が派遣された。従つて、県の屬吏は県廷と郷・亭の職務を分担することになる。その姿は「定簿」に、「官」と「郷」の付く二種の有秩・畜夫・佐が存在することに現われてゐると考ふる。すなわち、「官」の付くのが県廷に、「郷」の付くのが郷に、それぞれ勤務することを表わすのであろう。さらに「定簿」では、県廷の屬吏として令史・獄史・牢監・尉史、また郷・亭の屬吏として游徼・郵佐・亭長が考へられる。このうち獄史と牢監は系統關係があり、刑獄關係の職務であつたことは確實である。そして「定簿」には、郡治の郊に「獄丞」という二百石の官僚が見えるが、これは東海郡下の県全体における獄関連の業務を統轄したものではないかと考へられる。なお牢監は、獄史の置かれてゐる県でも置かれない場合はあるが、獄史の置かれてゐない県では置かれず、また必ず一人である。これは、牢監の名が示すように獄史の下にあつて牢獄の監督を行つたものと考えられる。逆にいえば、牢監の置かれない県には牢獄が存在しなかつたともいえるのではないだろうか。

次に有秩（官・郷）について触れておこう。「定簿」を見ると有秩は、他の属吏数と比べて非常に少なく、また県によってバラツキがあつて半数以上の県には置かれていない。また有秩が置かれる県を見ると、令の県か四百石長・相の県に限られており、しかも海西や郊という大県に多くの有秩が置かれている。これを、後に掲げる「百官志に「有秩は郡から任命された」とあることと考え合わせると、有秩は郡が重要と認識していた県に配置されたと考えられる。逆にいえば県の属吏は、実質的には令史から亭長で構成されていたということになる。さて、これら属吏はいくつかの範疇に大別されることもある。それは、百官表に「百石以下有斗食・佐史之秩。是為少吏」とあるような官秩の差による把握である。このような把握の仕方は、尹湾漢墓簡牘にも見られる。それは、次に掲げる「集簿」（正面）の記載である（「釈文」に従い、括弧内の数字は行数を示す）。

県邑侯国卅八、侯国十八、邑二、其廿四有城（塚、郡官二）
 郷百七十、□百六、里二千五百卅四、正二千五百卅二人（2）
 亭六百八十八、卒二千九百七十二、郵卅四、人四百八、如前（3）
 界、東西五百五十一里、南北四百八十八里、如前（4）
 県三老卅八人、郷三老百七十人、孝・弟・力田各百廿人、凡五百六十八人（5）
 吏員二千二百三人、大守一人、丞一人、卒史九人、属五人、書佐十人、
 嗇夫一人、凡二十七人（6）
 都尉一人、丞一人、卒史二人、属三人、書佐五人、凡十二人（7）
 令七人、長十五人、相十八人、丞卅四人、尉卅三人、有秩卅人、斗食五百一人、
 佐使・亭長一千八百八十二人、凡一千八百卅人（8）
 侯家丞十八人、僕・行人・門大夫五十四人、先馬・中庶子二百五十二人、凡
 三百廿四人（9）
 戸廿六万六千二百九十、多前二千六百廿九、其戸万一千六百六十二獲流（10）
 口百卅九万七千三百卅三、其四万二千七百五十二獲流（11）

提封五十一万二千〔九十二頃〕八十五畝、……人、如前（12）
 属吏の記載は八行目にあるが、ここでは「定簿」の属吏を有秩・斗食・佐使亭長の三つの範疇でとらえている。「定簿」の属吏がどの範疇に入るかを見ると、有秩は三〇人とあるから官有秩と郷有秩であり、斗食は五〇一人で令史から游徴を足した数と合致し、佐使亭長は一八八二人よりも一人少ないが牢監から亭長を足した数になる。ここから、「集簿」は官秩による属吏の階層構成を表わし、「定簿」は「集簿」の区分に従いつつ、さらにそれを職掌によって細分化していることがわかる。そして両者のこのような記載様式の違いは、その文書としての性格の差にあると考えられる。それを「集簿」から考えてみよう。
 「集簿」については、「概述」が郡の上計用のものだと考えている。上計は、毎年行われる行政成果の報告であり継続して行われる。「集簿」がこのような継続的な統計事業におけるある一時点の結果であることは、その記載の中に「如前」（三・四・一）行目）や「多前」（一〇行目）及び背面に四箇所）などとあつて、以前の状況と比較している箇所があることから判明する。そして各郡国から提出される上計簿は、中央政府の手によって集計される。それが記録として残されたと思われるものに、地理志の

凡郡国一百三、県・邑千三百一十四、道三十二、侯国二百四十一（1）。地、東西九千三百二里、南北万三千三百六十八里（4）。提封田一千万四千五百一十三万六千四百五頃（12）、其一万二千五百五十二万八千八百八十九頃、邑居道路山川林沢羣不可壑、其三千二百二十九万九千四百四十七頃、可壑不可壑、定壑田八百二十七万五千三百六十六頃。民戸千二百二十三万三千六十二（10）、口五十九万五千九百四十九百七十八（11）。漢極盛矣。（括弧内の数字は、「集簿」に付した数字と対応する。次の百官表も同じ。）

という記事と、百官表の

凡県・道・国・邑千五百八十七(1)、郷六千六百二十二(2)、亭二万九千六百三十五(3)。

がある。この二つの記事は、官員数を除いて「集簿」の記載様式とほぼ一致する。ここからも、「集簿」が上計簿の形式に則って作成されていることを推測できる。すなわち「集簿」は、上計簿そのものとは当然いえないが、少なくとも上計簿の一部をなす資料であったことは確実であろう。このことがいえるのであれば、「集簿」や百官表で属吏を三つの範疇大別しているのも、中央政府が県の属吏を基本的にはこのように把握していた表われといえよう。

(三) 郷・里と亭及びその属吏の系統

さて、前に述べたように県では郷や亭に属吏を派遣する。その概要は百官表に、

大率十里一亭、亭有長。十亭一郷、郷有三老・有秩・嗇夫・游徼。三老、掌教化。嗇夫、職聽訟、収賦稅。游徼、徼循禁賊盜。

と記される。ただここに挙がっている郷三老は属吏ではなく、郷里社会を代表する存在である。²⁰⁾ また「十里一亭」や「十亭一郷」については、従来から論争的になってきた。これらの問題について「集簿」は答えを出してくれる。そこで郷・亭の属吏に関する問題に入る前に、郷・亭について整理しておこう。

まず「集簿」を見ると、数行ごとと同じ範疇の記載がまとめて記されていることがわかる。すなわち、一〜四行目は郡の地域的構成、五

〜九行目はその支配のための人員配置、一〇・一一行目は戸口数、一二行目は田土面積である。そして一行ごとの記載に注目すると、各行の文字数が一定ではなくかなりバラツキがあり、写真で見れば、下にかの空白のある行と、下まで文字のある行があることがわかる。このような書式は、各行が一つのまとまりを持った記載で、それぞれ独立していることを表わすと考えられる。

問題の郷と亭に関する記載は、二行目と三行目である。この部分を写真で見ると、二行目の下には三行目の記載が全て入るほどの空白があり、意識的に改行したとしか考えられない。すなわちこれは、郷と亭とがそれぞれ系統を別にして県に属していたことを物語ると考えられるのである。その系統を見ると、郷は郷・□・里・里正、亭は亭・卒・郵・郵人となる。ここでは、「集簿」の「正」「人」はそれぞれ前の里と郵をうけると見て、里正・郵人とした。里正は「集簿」では里の数とほぼ同数である(二五三四里に二五三二里正)から、里魁と同義で里を掌る存在であろう。郵人は史料的に乏しくよくわからないが、「集簿」では一郵に対して一二人の割合になるから、郵の職務に付属する存在と考えられる。また卒は亭に付属する兵士ではないかと考えられ、一亭の割合では四・三二人となつて一亭に四〜五人程度存在することになる。そして郷の次にある判読不明の□部分であるが、ここには郷に付属する存在ではなく、郷と里の間に存在する行政単位と考えられる。²³⁾ それは、『後漢書』伝一劉玄伝の「共攻離郷聚」の李賢注に「離郷聚、謂諸郷聚離散去城郭遠者。大曰郷、小曰聚」とある「聚」であろう。²⁴⁾ このように考えると、二行の記載からは、民政を担

当する郷一聚一里、警察・軍事を担当する亭一郵の二系統が導きだせる。

次に掲げる表二は、「集簿」と先に掲げた地理志・百官表の全国統計に見えるそれぞれの数字に基づいて、県・郷・亭・里・戸口の相互の割合について比較したものである。

表二でまず気付くのは、一県における郷と亭の割合及び郷に対する亭の割合が、『漢書』と『集簿』とはほとんど一致することである。そして一戸当たりの口数も、若干全国平均よりも多いが「五口之家」の範囲内に入るのであろう。ただ地理志に記す東海郡の戸口数（前掲）で

見ると、一戸当たり四・三五人とかなり少なくなる。いずれにしても『漢書』と『集簿』を比較すると、それぞれの間の割合が比較的一致するのである。これは、東海郡が当時の平均的な郡であったことを物語る。逆にいえば、平均すると表二に見える割合で、全国に郷・里・

表二 県・郷・里・亭・戸口割合表

	「漢書」	「集簿」
郷（每県）	四・一七	四・四七
亭（每県）	一八・六七	一八・一一
亭（每郷）	四・四八	四・〇五
里（每郷）	?	一四・九一
里（每亭）	?	三・六八
戸（每里）	?	一〇五・〇八
口（每戸）	四・八七	五・二五

亭・戸口が存在していたことになる。そうすると問題になるのは、やはり亭の郷や里に対する割合である。前に示したように亭については「十里一亭」や「十里一郷」などの記載があるが、これは現

実には当てはまらないことがわかる。すなわち、「十里一亭」の「十里」は距離を意味することは従来からいわれていたが、「十亭一郷」も現実にはなく、郷と亭は数字の上からも全く別次元のものであったことが判明するのである。それに対して民政の系統では、一〇〇戸強で一里、一五里弱で一郷となり、「一里百家」や「十里一郷」に比較的近くなる。この点からも県からは、民政と警察・軍事という異なる二つの系統が県下に伸びていたことが明らかとなる。

それでは次に、この二系統に県からどのような属吏配置が行われたのかを見て、さらに右の事実を確認しよう。まずは、民政系統の郷一聚一里について考える。確実に郷に派遣される属吏は、百官志の本注に、

有秩、郡所署、秩百石、掌一郷人。其郷小者、県置番夫一人。皆主知民善惡、為役先後、知民貧富、為賦多少、平其差品。

とある郷有秩・郷番夫である。ここに示されるように、郷有秩と郷番夫は職掌が同じで基本的に直接の上下関係はなく、任命者と配置される郷の規模が違うだけなのである。そこで、彼らが大郷・小郷に分けて配属したと考えると、その合計は一六四となる。ところが『集簿』によると当時一七〇の郷があり、若干郷有秩・郷番夫の数が下回る。このことから東海郡では、郷有秩・郷番夫が必ずしも全ての郷に置かれなかったことが判明する。²⁶⁾

ところで郷には、郷有秩・郷番夫とともに郷三老が置かれていた。『集簿』では郷三老は、郡県の官員構成の前に置かれて明らかに属吏とは別次元の存在として扱われ、しかもその数は一七〇で全ての郷に

置かれた計算になる。そして「集簿」で同列に並べられる県三老や孝・弟・力田²⁷を見ると、県三老は各県一人、孝・弟・力田は合計三六〇人で各郷に彼らのいずれかが最低二人いた計算になる。さらに里についても「集簿」二行目から、ほぼ各里に一人の里正（里魁）がいたことがわかる。彼らはいずれも、県（あるいは官僚機構）に属さない郷里社会を代表する存在であり、郷が国家（官僚機構）と郷里社会との接点になっていたことは間違いない。ただ郷有秩・郷番夫が必ずしも全ての郷に置かれなかったことから、実質的な郷の行政は三老を通じて行われたと推測される。すなわち、郷一里という民政の系統は、属吏を通じて国家の直接の支配が郷に不完全にしか及ばず、郷里社会を代表する者によって統括されたのである。ただし、ここでは官僚機構から見た実態を説明しているのであって、国家は「集簿」のような統計によって郷里社会の末端まで支配しようとしたことは確実である。また郷三老などは郷里社会を代表する存在であって、そこにはある程度の自律性は認められるものの、そこに共同体の存在を想定するか否かは別の考証を必要とすると考える。ちなみに、県三老・郷三老・孝・弟・力田が官員定数の項の前に置かれているのは、彼らが郷里社会を代表する存在であるとともに、徭役の免除の対象であったことによる²⁸のであろう。この点からも、彼らを別枠で把握する必要があると考える。

次に、郷とは別の亭一郵の系統について考えよう。これには、当然「定簿」の郵佐と亭長が関係する。ここで気付くのは、亭長が緊密に置かれたのに対して郵はほとんど置かれず、またそれを掌ると考えら

漢代における郡県の構造について（西川利文）

れる郵佐が必ずしも全ての郵に置かれなかった（三四郵に一〇郵佐）ことである。これによって、百官志の注に引く『漢官儀』には「五里一郵、郵間相去二里半、司姦盜」とあって、郵が亭よりも緊密に置かれたように記すが、それが実態でないことが判明する。そこでここでは一応、郵を考察の対象外に置いて亭のみに限って考える。亭長は、先に述べたように一亭に一人ずつ置かれ、またその総数は六八九と郷の総数をはるかに上回り、表二に示したとおり居住区画としての里との関係でいえば三・六八里に一人の亭長がいた計算になる。亭長は警察・軍事関係を担当したが、このように亭長がかなり緊密に配置されていることは、国家が民政を通してよりも、亭長といういわば警察組織を使って郷里社会を直接に支配できたことを意味すると考えられる。そしてこれも表二で見たとおり、一県に対する亭の割合は全国平均の値とも近かったことを考えると、全国的にも「定簿」に見られるような亭長の配置が行われたことを推測できる。すなわち国家は、官僚機構の最末端の亭長という属吏を通して、郷里社会の隅々まで支配の手を伸ばそうとしたと考えられるのである。

ところで郷にも、亭長と同様の警察関係の職務を担当したとされる游徼が存在する。ここで注目したいのは、百官志の亭長の条の注に引く『漢官儀』の記事である。そこには、

亭長課徼巡。尉・游徼・亭長皆習設備五兵。

とあって、尉一游徼一亭長の関係が想定されている。これは、游徼は郷に置かれたとされるが、実際には郷一里の系統に属するのではなく亭一郵の系統に属したことを物語る。そして游徼が郷に密着した存在

でなかったことは、郷有秩・郷番夫と同様に全ての郷には置かれなかったことに表われている。すなわち游徼は、尉と亭長を結ぶ存在として位置したのである。この尉―游徼―亭長の系統は、百官志の亭長の条の本注に「承望都尉」とあるように、最終的には郡都尉に属した。

以上の事実は、郷―里、亭―郵の二系統がそれぞれ明確に区分されて上位の官僚につながっていたことを確認させてくれる。すなわち、郷―里は県の長官（令・長・相）に属して郡太守に直結するのであり、一方の亭―郵は県の尉に属して都尉へとつながるのである。そしてこのような関係が全国に見られたことは、改めていうまでもない。

三 郡府の構造

ここまで中心に取り上げてきた「定簿」や「集簿」は、県の構造を知る上で重要な史料であるが、これらが県廷でなく郡府レベルで作成されたことは明らかである。そこで最後に、別の尹湾漢墓簡牘も使つて郡府の構造を考えることにしよう。

「定簿」や「集簿」で見る限り郡府や都尉府の官員定数はそれぞれ二七人・一二人といたつて簡素であり、地方行政の実権が郡国に移されたとされる前漢後期²⁰にあつて、果たしてこれが実態だったのかと疑いたくなる。そしてこの二つの簡牘には、問題になる部分もある。それは、墓主の師饒が郡の五官掾や功曹史を勤めたにもかかわらず、「定簿」や「集簿」にその名称が全く現われないことである。すなわちこれらの簡牘には、ある部分の実態は反映されているものの、全て

が記されていないことになるのである。その別の実態がわかるのは本稿で何度か使つた「考績簿」であり、その背面に問題の記事がある。「考績簿」背面には三段に分けて文字が記されているが、第一段を中心として判読できない部分が多い。そこでここでは、紙幅の関係もあつて必要な部分のみ掲げて考察することにした。 「考績簿」背面の第一段一行目には、

……人・今掾史見九十三人、其廿五人員、十五人君郷（卿？）門下、十三人以故事置、廿九人請治所置、吏羸員廿一人……

という記載がある。「掾史」とあることから、ここに示された数字が属吏の数であることは間違いない。さらにこの中に「其廿五人員」とあり、「定簿」や「集簿」に見える官員定数から太守と丞を除いた属吏数の二五と一致することから、それが郡の属吏数を示すことは明らかである。そして二行目以下に続く記載が、その属吏の具体的な構成だと考えられる。なおこの「考績簿」には「胡君」（後掲）なる人名が見えるが、これは郡太守だと考えられ、「概述」は謁（一四号）に「東海太守級」と見えることから、その姓名は胡級だとしている。

さて、この九三という掾史の数は、「員」以下「羸員」までの数を合計したものと考えられる。それは、「考績簿」に同じような記載が

……十人、其八人員、一人請治所、羸員一人、今右史亡（第一段一行目）
……十一人、其十人員、一人請治所、今右史欠（第二段二行目）

とあつて、ここでは「其……」の数の合計がその上に記される数字と一致することからもわかる。ところが第一段一行目の「其……」の合

計は、実際には一〇三となり一〇人多くなってしまふ。その原因は、「考績簿」の筆者の誤記か、あるいは「釈文」の誤読なのかもしれない。しかしいずれにしても、ここでは「員」と記され「定簿」や「集簿」にも見えていた二五人よりも多くの属吏が、実際に郡府に存在して、それぞれの職務を分担していたことだけは間違いない。そこで問題となるのは、「員」以外の属吏の立場である。

まず「門下」は、本来長官の私的存在で、そのボディガードや秘書的役割を果たしていたものが、前漢後半期から属吏として長官の側近的役割を果たすようになるといわれる。⁽³²⁾ いわば太守のプレーンとして属吏化してきた存在である。次に「以故事置」という存在であるが、これは「慣例に従って置く」という意味だと考えられる。そして「考績簿」に現われるこの存在を合計すると一四になって、最初の行の一三とほぼ一致する。この中で、

亭長一人、以故事置(第一段一四行目)

と記される亭長が、「以故事置」の性格を類推させてくれる。郡の亭長は、百官志の本注に「正門有亭長一人」と記されるように、後漢時代には属吏の体系に組み入れられている。恐らく「以故事置」という存在は、ある程度長期にわたって非公式ながら置かれて、属吏として既成事実化した存在だったのではないだろうか。次いで「請治所置」の存在であるが、これは「治所」に申請して認められた属吏ということであろう。ただこの「治所」が何を指すのかよくわからない。何故なら、中央政府を「治所」ということはないし、また郡府を指すとも考えられるが、「考績簿」が郡府のことを記したものであるので、

漢代における郡県の構造について(西川利文)

少々落ち着きが悪いように思われるからである。ただ、応劭『漢官儀』に「元帝時、丞相于定国條、州大小為設吏員」とあって、この当時既に治所を持つていたと思われる州が、この「治所」に当たる可能性がある。いずれにしても「治所に請いて置く」(≡申請)という手続きによって認められた存在であることは間違いないであろう。そしてこの「請治所置」も、「考績簿」に「請治所」と記されるものの合計と一致する。最後に「嬴員」であるが、これはまさしく「余分の存在」として臨時に増員されたものではないだろうか。それは「考績簿」の最終行に、

凡嬴員廿一人、胡君門下十人、曹史一人、守属九人(第三段三行目)

と、「嬴員」の合計とその内訳を特記したと考えられる記載があることから推測できる。⁽³³⁾ このように考えると、「以故事置」と「請治所置」と記される属吏は、ある程度既成事実として定員化してきている存在だったのではないかと考えられる。そして「門下」も、若干性格を異にするが、立場的にはこの二つの存在と同様だったと思われる。ところで、このように実際には定員以上に属吏が存在し、しかもそれが半ば定員化してきているという背景には、郡府における諸曹の形成があると考えられる。郡の属吏については百官志に、

皆置諸曹掾史。本注曰、諸曹略如公府曹、無東西曹。有功曹史、主選署功勞有五官掾、署功曹及諸曹事。……

とあり、後漢時代には属吏は諸曹に分かれ郡府の職務を分担していた。この諸曹が形成されるのは前漢後半期であり、宣帝期から功曹・五官掾・主簿などが見えはじめる。⁽³⁴⁾ このような諸曹の形成に伴う機構整備

と「門下」の太守の側近化という情勢の中で、属吏層が次第に肥大化してくると考えられる。「考績簿」は恐らく、このような動きのある一時点の実態を物語っているであろう。すなわちある属吏が、臨時に「属員」として置かれ、それが次第に既成事実化して、遂には正式な定員として属吏層に組み入れられるのである。その中に、六号墓の墓主が就いていた功曹もあつたと考えられる。

ただそう考えると、「定簿」「集簿」と「考績簿」の関係が問題になる。その中で「集簿」は、前に述べたように上計に関係するものであつた。また「考績簿」も、正面に属県の官僚の動向を示していることから、上計に関連するものと考えられる。⁽³⁵⁾これは、同じ性格を持つ二つの記録で、その内容が異なることを意味する。そこで考えられるのが、郡の属吏に限つてみれば、「集簿」が中央政府から認められた定員のみを記し、「考績簿」が非公式の属吏をも含めた実態を報告したものということになる。あるいは「考績簿」の報告によつて、非公式の属吏が中央政府から定員として認められたのかもしれない。いずれにしても、「集簿」と「考績簿」とは動態的な記録である。それに対して「定簿」は、郡や県の官吏の構成を詳細には記すが、それはあまり動くことのない公式の定員のみであり、静態的な記録であつたといえよう。しかも「定簿」の記録は、総計として「集簿」で中央政府に報告されることになる。恐らく「定簿」は、上計には直接関連しない、墓主が上計簿作成の際に使用した一種のマニュアルだったのでないだろうか。

以上を要約すれば、「考績簿」は、諸層の形成という事態を背景に

急速に属吏層が肥大化してくる前漢後半期の実態を反映した記録であるのに対して、「集簿」や「定簿」は定員のみを記すもので、その属吏に関する記述は「考績簿」のように動態的に対応しなかつたと考えられるのである。従つて、いずれも史料としては十分に信頼できるものであるが、その観点が異なっているだけなのである。なおこのような現象は、県においても見られたと考えられる。それは「定簿」に見える県の令史も、前漢後期には諸曹に分かれてくることが指摘されているからである。ただ「定簿」ではその性格から、このような実態把握ができなかつただけなのである。

おわりに

以上に述べたように、尹湾漢墓簡牘は、これまで断片的にし知られていかなかった地方行政組織の実態を体系的に教えてくれる貴重な史料である。本稿では結局大まかな把握に終わってしまったが、さらに分析していけばもっと新たな事実が判明するだろう。

本稿では、次のことを指摘した。まず「定簿」「集簿」から県の構造を考え、そこには民政関係の郷一里と警察・軍事関係の亭一郵という二つの系統が、明確に分離されて存在した。そして属吏の配置から見ると、民政系統よりも警察系統の方が綿密に郷里社会に張りめぐらされ、国家の官僚機構を通じた支配は後者を通じて隅々にまで行われた。次に郡府の構成は実際には、「定簿」や「集簿」ではなく「考績簿」に見えるような構成になつていた。これは、前漢後半期における

諸曹の形成に伴う急速な属吏層の拡大という現象を反映したものであったと考えられるのである。

漢代の地方行政は、実質的には地元から採用される属吏層によって行われた。その実態は、「定簿」や「考績簿」に現われている。ただその行政に最終的な責任を持つのは中央派遣の官僚層であり、彼らがどのような経路を通じて配属されるのかということも重要である。筆者自身は、むしろこちらの方に関心がある。これを明らかにするためには、今回、釈文も写真も発表されなかった二枚の「長吏遷除簿」の一日も早い公表が待たれる。本稿は、この「長吏遷除簿」の性格を考えるための前提作業としての意味も持つ。

注

- (1) 嚴耕望『中国地方行政制度史』上編(中央研究院歴史語言研究所、一九六一年)。
- (2) 前掲の嚴著書以外に本稿で参照したのは、鎌田重雄「郷官」(『秦漢政治制度の研究』第二篇第十一章(日本学術振興会、一九六二年)所収、一九三七年初出)重近啓樹「秦漢の郷里制をめぐる諸問題」(『歴史評論』四〇三、一九八三年)安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊(齐鲁書社、一九八五年)堀敏一「中国古代の亭をめぐる諸問題」(布目潮瀧博士古稀記念論集『東アジアの法と社会』(汲古書院、一九九〇年)である。本稿では、これらの研究が基本的な前提となっている。そこで、以下では一々注記しないことを、まず断っておく。
- (3) 本稿でのこの簡牘の解釈は、基本的にこれらの報告に掲載された釈文に基づくことにする。なお、一九九六年八月に広州中山大学で開催された「中国秦漢史研究会第七屆年會暨國際學術討論會」でも、尹湾漢墓簡牘に関する研究発表が行われ、そこでは「釈文」と異なる釈読

漢代における郡県の構造について(西川利文)

も見られる。ただ、そこで配布された資料は正式に公刊されたものではないので、一部の釈読についての大幅な相違以外は直接の参照は避けることにする。

この討論会の資料は、この会に出席された本学の杉本憲司教授より提供していただいた。ここに謝意を表す。

(4) 以下、本稿で官僚という場合、中央から派遣される二百石以上の官秩の者を指す。また、地元採用の百石以下の官秩の者は、属吏と呼ぶ。なお、官吏と属吏とを一括して、「官吏と表現することもある。

(5) 「長吏遷除簿」以外の木牘は今回の「釈文」で全文の釈文が公表され、また「集簿」と「定簿」は正面のみであるが写真も公表された。これらはいずれも長さ二三・五センチ、幅六・九センチという幅広の木牘であり、「長吏遷除簿」(四号)を除くと正・背両面に文字が記されている。なお本稿で「長吏遷除簿」とするのは「概述」に従った表記で、「簡報」「釈文」では「東海郡吏員除官昇遷簿」としている。

(6) 「概述」によると、「長吏遷除簿」の中に「捕格山陽亡徒尤異除」なる記載があるという。「概述」は、それを『漢書』卷一〇成帝紀・永始三年(前一四)の条の「十二月、山陽鉄官徒蘇令等二百八十人攻殺長吏、……遣丞相長史・御史中丞持節督逐捕」に対応すると見て、「捕格山陽亡徒尤異除」とされる者はこの功績によって拔擢されたと考え、そこからこの簡牘は、その翌年の永始四年(前一三)かその少し後に製作されたもので、他の三枚の木牘もこの木牘と相互に関連することから、いずれもこの時期に記されたと考えられている。本稿でも「概述」の指摘に従い、これら木牘の製作年代を前一〇年代後半と考えおく。

(7) 郡掾史の条の注「河南尹、員吏九百二十七人。十二人百石、諸県有秩三十五人、官属掾史五人、四部督郵吏部掾二十六人、案獄仁恕三人、監津渠漕水掾二十五人、百石卒史二百五十人、文学守助掾六十人、書佐五十人、脩行二百三十人、幹小吏二百三十一人」。

県掾史の条の注「雒陽令秩千石、丞三人四百石、孝廉左尉四百石、孝廉右尉四百石。員吏七百九十六人。十三人四百石、郷有秩・獄史五十六人、佐史・郷佐七十七人、斗食・令史・番夫・板五十人、官掾史・幹小史二百五十人、書佐九十人、脩行二百六十人」。

(8) 太守府・都尉府の「門兵佐」は、他の釈読では「用筭佐」とされることもある。

(9) 地理志によって前漢末の一〇三の郡国の属県数・戸口数を見ると、

属県が三〇を超えるのは四郡（東海・汝南・沛・南陽）、戸数三五万を超えるのは六郡（汝南・潁川・沛・東・南陽・東海）、口数一五〇万を超えるのは八郡（汝南・潁川・沛・南陽・河南・東・東海・陳留）となる。このうちで東海郡は、属県では最も多く、戸数では六番目、口数は七番目である。

(10) 譚其驥主編『中国歴史地図集』第二冊 秦・西漢・東漢時期（地図出版社、一九八二年）参照。

(11) 地理志の蘭旗と南成については、王先謙が「(王子侯)表(下)、旗誤旗」「(王子侯)表(上)、成作城」（『漢書補注』）というように、『漢書』でも「蘭旗」「南城」と記す箇所がある。ここから「釈文」の釈誤に誤りがなければ、これら二県は蘭旗・南城と呼ばれていた可能性が高い。従って、王先謙がいうように「旗誤旗」と断定することもできない。なお況其は「考績簿」でも況其と記される。しかしこれは、于郷一干郷も含めて筆法にも関係するので、何ともいえない。

(12) 『漢書補注』「錢大昕曰、曲当作西。沈約宋志、臨淮郡海西県、前漢属東海、後漢・晋属広陵、是也。蜀志糜竺伝、先主転運広陵海西。先謙曰、後漢改属広陵、統志、海西、故属東海。地理家皆云、曲爲西之誤、是也。」

(13) 『漢書補注』平曲侯国の条「……先謙曰、王子・功臣両侯表、並是平曲。諸家穿鑿爲説、非也。此一県一侯国、故雖同郡、而截然不混。北海・留川一地兩劇県、可分可合、即其證也。(王)莽世不爲侯国、故一曰平端、一曰端平、以別之、不得据以爲平曲本有顛倒之證。」

(14) 侯家丞以外の官秩はわからないが、僕以下の者も、地元に住民から採用される属吏とは違つた立場であつたと考えられる。

(15) 後掲の「集簿」にも官員定数の最後にまとめて記されている。

(16) 百官表によると、王国には「僕」（千石）がある。また太子太傅の属官の項では洗馬が「先馬」と記される。

(17) 「定簿」には県・侯国・邑以外に、さらに塩官と鉄官が五つ置かれていたことが記されている。鉄官の存在は従来から知られていたが、塩官の存在は「定簿」によつてはじめて知られた事実である。ここではこの問題には深入りしないが、塩官のうち伊盧と郁州は郡国志によつて胸県に属していたことがわかり、北蒲もこの近辺に存在したと考えられる。また塩官・鉄官の構造は、いずれも一箇所のみ（伊盧・下邳）に長官（長、三百石）が置かれ、その他は丞と属吏だけで構成さ

れていることから、長官の置かれた所が他の塩官・鉄官をも統轄していたのではないかと想像される。

(18) 亭よりも亭長の数が一人多くなるのは、下邳鉄官に亭長が置かれていることと関係すると思われる。恐らく「集簿」ではこの亭が計算されていないと推測される。

(19) 郡の上計簿は県から上程される集簿を集計して作成された（百官志・県の本注、及び注所引の胡広の言）。その際、県の官吏についても考課が行われたが、「集簿」にはそのことは記されていない。考課の内容を記したものが「考績簿」と考えられるから、これも郡からの上計の際にともに中央に送られたものと考えられる。ただ改めていうまでもなく尹湾漢墓簡牘は墓葬の中にあつたものであるから、「集簿」「考績簿」は、墓主が所持していた副本ないし上計簿作成の控えであろう。なお上計については、鎌田重雄「郡国の上計」（鎌田前掲書第二篇第十章所収、一九四三〜四四年初出）も参照。

(20) 三老の性格については、鷹取祐司「漢代三老の変化と教化」（『東洋史研究』五三―二、一九九四年）も参照。

(21) 同時代の里正については、『漢書』卷九〇酷吏伝の尹賞伝に「乃部戸曹掾史、与郷吏・亭長・里正・父老・伍人、雜学長安中輕薄少年惡子……」とある。

(22) 『史記』卷五五留侯世家の索隠に引く『漢書旧儀』には「五里一郵、郵人居間、相去二里半」とあるが、これが「集簿」の郵人に当たるのかはわからない。

(23) このように判断するのは、郷に属する存在で一字で表わせる存在がほとんどないことである。もつとも「佐」の字が入つて郷佐になる可能性があるが、この二行の他の箇所には、いずれも「集簿」や「定簿」で知られる存在が入っていない。そうすると郷佐は考えられない。このような理由で本稿では「聚」が入るものと見た。

(24) この李賢注によると聚は、郷よりも規模は小さいが行政的には同じレベルの単位となる。そこで、郷と聚を足した数で里数を割ると九・一八里に一郷・聚となり、数字的には文献史料に見える「十里一郷」に近づく。ただ『漢書』卷一二平帝紀の元始三年（後三）の条に記す「立官稷及学官。郡国曰学、県・道・邑・侯国曰校。校・学置経師一人。郷曰庠、聚曰序。序・庠置孝経師一人」という記載では、聚が郷の下位に置かれ、郷と同レベルではなく上下関係を示すとも考えられ

る。そこでここでは断定的な判断は避け、郷・聚・里という系統があったということを考えておきたい。

(25) 番夫については、大庭脩『漢の番夫』（『秦漢法制史の研究』第四章 第四章（創文社、一九八二年）所収、一九五五年初出）も参照。

(26) 官有秩を足すと一六九になって、その数は郷の合計に近くなる。官有秩も県治近辺の郷を掌ったのかもしれない。ただそう考えると、今度は官番夫の存在が問題になる。また郷佐は九二と少なく、どのように配置されたのかはわからない。

(27) 「集簿」に現われる「孝弟力田」は、孝・弟・力田の三者を考えなければ数が合わない。これは『漢書』卷四文帝紀・文帝十二年（前一六八）の詔に「其遺謁者、勞賜三老・孝者帛人五匹、悌者・力田二匹、……」とあって本来、孝者・悌者を分けるのが一般であったことを裏付ける。

(28) なお三老は、県が三八人、郷が一七〇人と県・郷の数と一致している。これは、次に掲げる『漢書』高帝紀の記事に、県三老が郷三老から選ばれたとあることに若干の補足を必要とすることを意味する。すなわち郷三老から県三老を選ぶのであれば、郷三老経験者から選ぶのであって、現任の郷三老から選ぶのではない。そう考えなければ、県・郷と同数の三老が存在するはずはないからである。

(29) 三老については、『漢書』卷一高帝紀上・高祖二年（前二〇五）の条に「孝民年五十以上有脩行能帥衆為善、置以為三老、郷一人。挾郷三老一人為県三老、与県令・丞・尉以事相教、復勿繇戍」とある。また孝・弟・力田については、『漢書』卷二惠帝紀・惠帝四年（前一九二）の条に「春正月、孝民孝・弟・力田者、復其身」とある。

(30) 紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について」（上・下）（『福岡大学人文学論叢』一三・四・一四―一、一九八二年）、及び同「前漢時代の郡・国の守・相の支配県の強化について」（『東洋史研究』四一―二、一九八二年）など参照。

(31) 「東海太守級」と見える詔は『簡報』二〇頁に図五一として写真で掲げられているが、これが「概述」のいう詔（一四号）に当たるかは不明である。

(32) 佐原康夫「漢代の官衙と属吏について」（『東方学報』六一、一九八九年）参照。

(33) 「嬴員」の中に「胡君門下十人」が含まれており、掾史の数が一〇人多くなるのは、これを二重に計算している可能性がある。

なお、ここでは「胡君門下」以下が「嬴員」の内訳を示すと考えたが、その数を合計すると一名足りない。あるいは「胡君門下」以下は「嬴員」とは別の範疇なのかもしれない。しかしこのように考えても、「嬴員」が他の属吏とは異なる別の存在だったことだけは確実であろう。

(34) 前掲注(32)佐原論文参照。
(35) 前掲注(19)参照。

（にしかわ としふみ 史学科）

一九九六年十月十六日受理